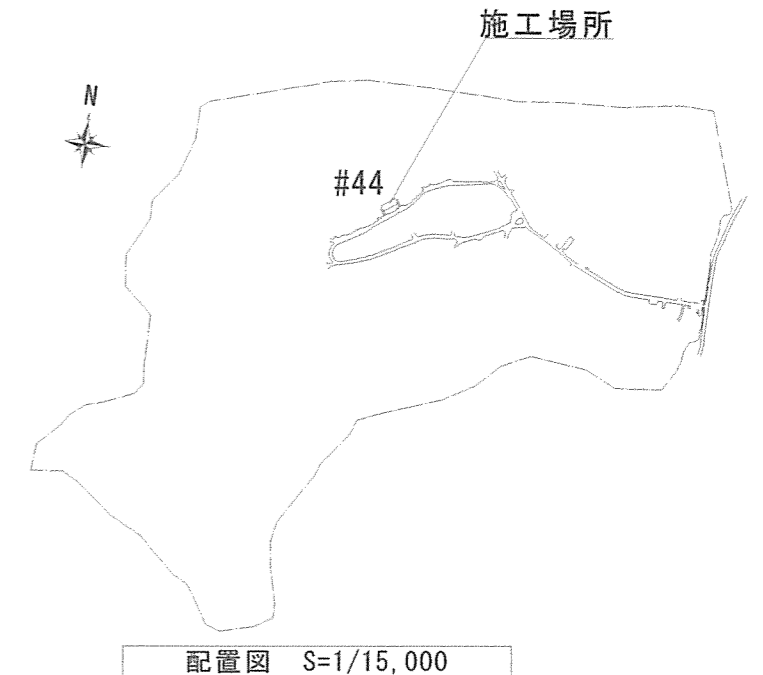
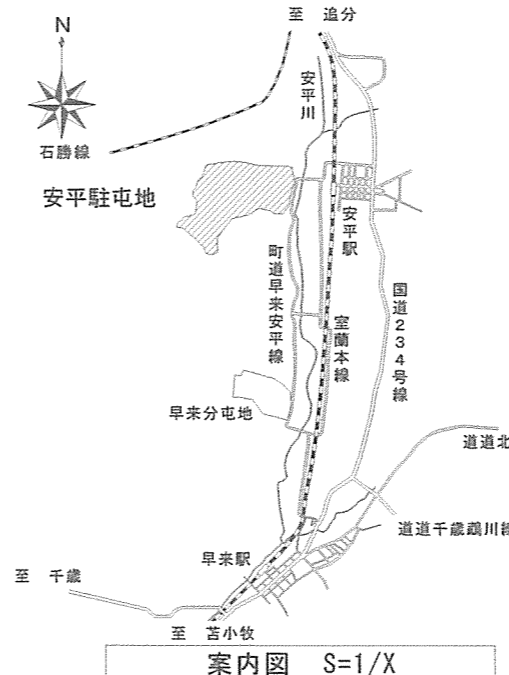


工事仕様書

- 1 工事件名 : #44 火薬庫床補修工事
- 2 工事場所 : 北海道勇払郡安平町安平 陸上自衛隊安平駐屯地
- 3 工事概要 : 鋼製床下地組及び木製床 撤去 48㎡
木製床下地組及び木製床 新設 48㎡

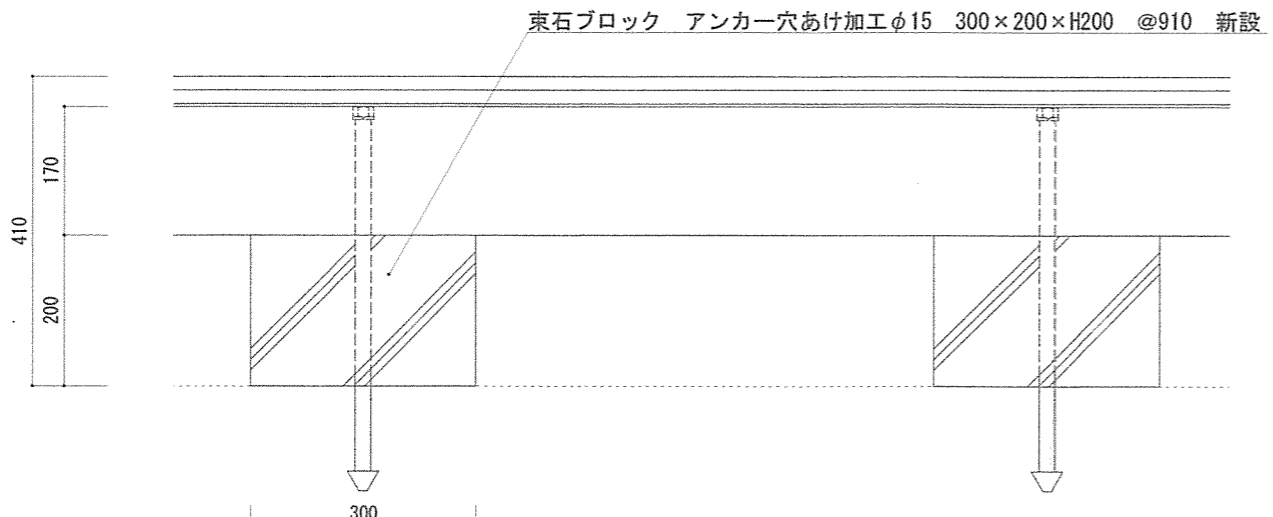
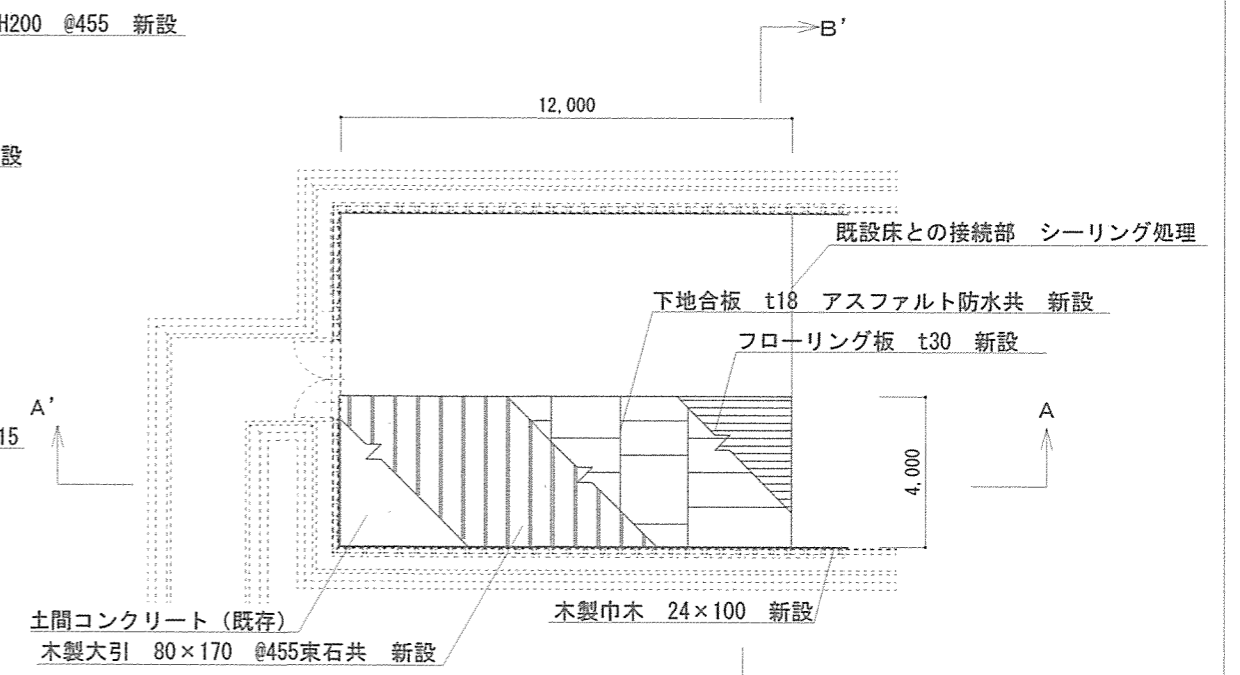
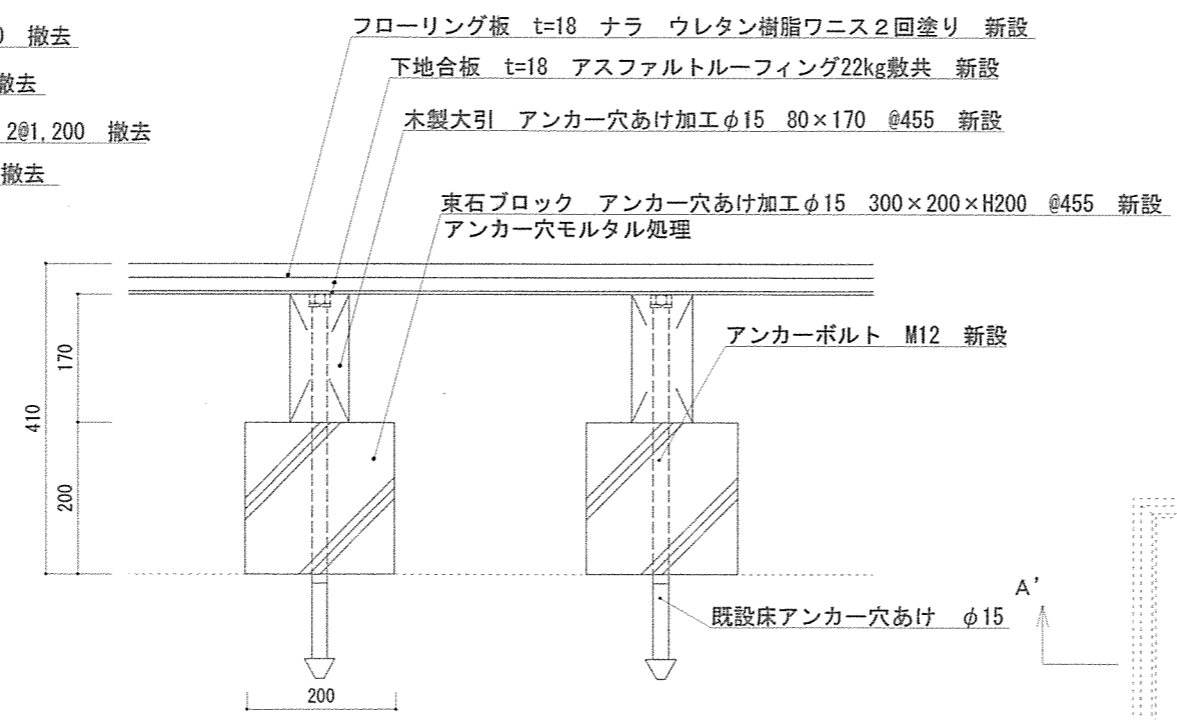
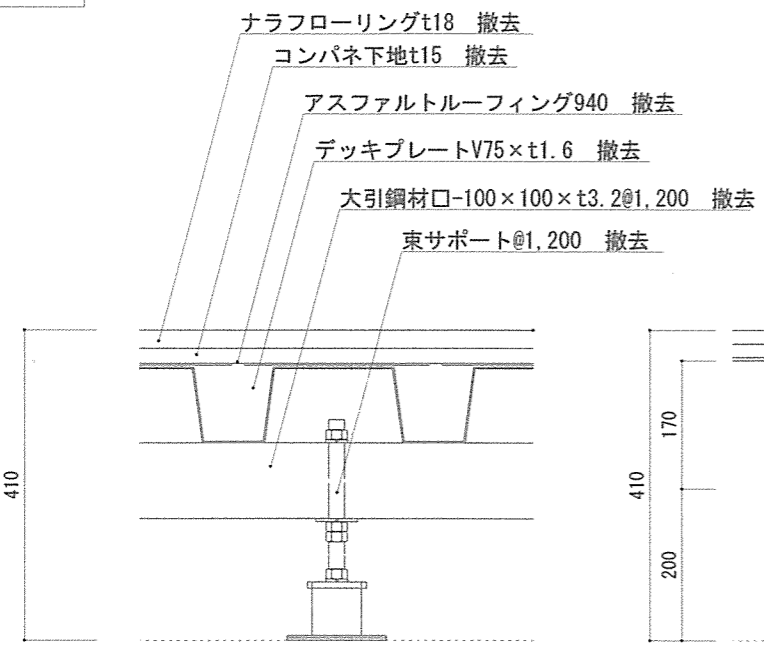
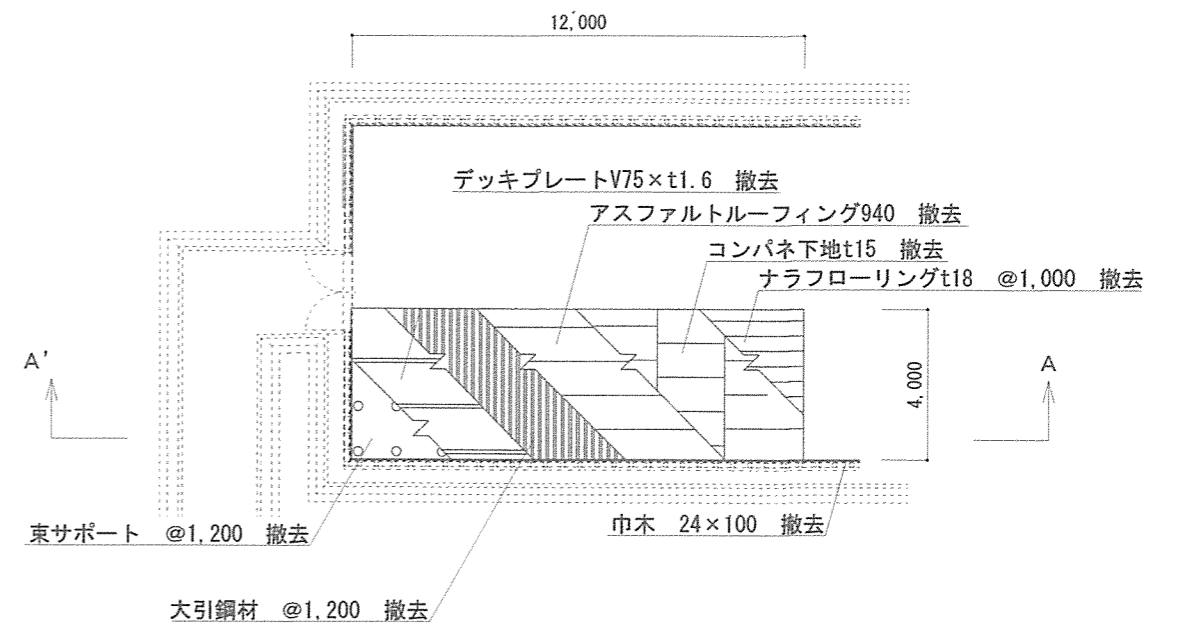
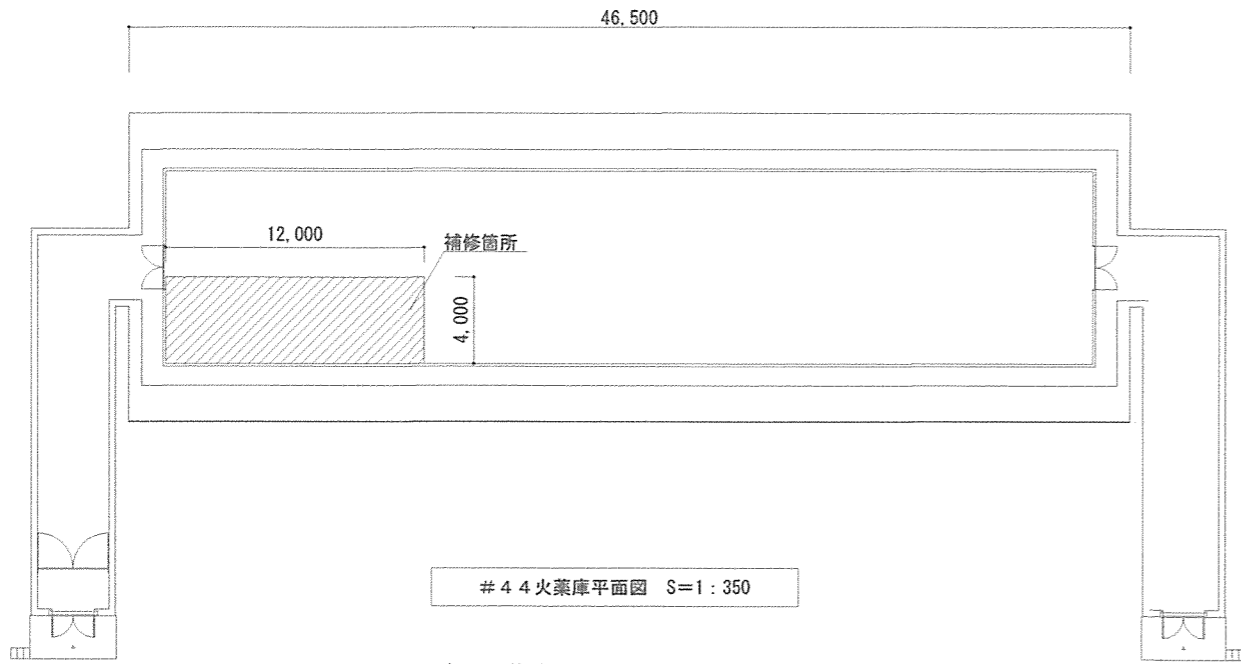
章	項目	内容																		
一般事項	1 総則	本工事仕様書及び図面は、陸上自衛隊安平駐屯地において実施する「#44 火薬庫床補修工事」について必要な項目を制定する。																		
	2 施工	本工事は、本仕様書及び図面によるほかは、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」に基づき入念に辞しする。																		
	3 疑義	本工事仕様書及び図面との内容に相違する場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合にはすべて、監督官と協議しなければならない。																		
	4 軽微な変更	現場の納まり状況等により軽微な変更が生じた場合には監督官と調整し、その指示により施工する。但し、その場合の請負金額及び工期については変更しない。																		
	5 材料	使用する材料はすべて新品とし、製造所及び商品名の特記ある場合はそのもの、又は同等品以上とする。但し、同等品を使用する場合は、監督官の承認を受ける。 また、すべて材料は工事現場に搬入後、検査を実施し合格したものを使用する。																		
	6 現場管理	(1) 着工に先立ち、事前調査等により安全に関する施工計画を立て、作業関係者へ周知徹底するとともに常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。 また、作業員に対し安全管理教育を行い作業事故等の発生防止に努める。 (2) 本工事には現場代理人を常駐させ、労務者の監督及び諸調整を密にするものとする。 (3) 工事現場は、常に諸材料等の整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (4) 出入口及び危険のある場所には、危険表示等の処置を行う。 (5) 工事現場及び許可された場所以外への無断立ち入り、写真撮影等は厳禁とする。 (6) 在来施設等の保護には十分注意を払うものとし、万一、不注意等により損傷を与えた場合は監督官と調整の上、請負業者の責任において原形に復するものとする。 (7) その他部隊側の諸規則、指示に従い遅滞なく作業を行う。																		
	7 書類手続	本工事に必要な書類手続き及び整理は、請負業者の責任において監督官の指示どおり遅滞なく行う。																		
	8 工事写真	工事写真の提出方法は下記のとおりとする。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影箇所</th> <th>焼付部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事中</td> <td>1 サービス判以上</td> <td rowspan="2">工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>2 デジタルカメラ撮影可</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td></td> <td></td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table>	分類	規格	撮影箇所	焼付部数	着工前				工事中	1 サービス判以上	工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所	1部	2 デジタルカメラ撮影可	1部	完成時			1部
	分類	規格	撮影箇所	焼付部数																
	着工前																			
	工事中	1 サービス判以上	工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所	1部																
		2 デジタルカメラ撮影可		1部																
	完成時			1部																
	9 関係図書等	*撮影後、工事写真帳(A-4縦)に整理の上速やかに監督官に提出すること。 *デジタルカメラを使用して撮影する場合は、200万画素以上のもので撮影すること。																		
	10 施工計画書	工事実施に必要な図面(製作図、承認図)及び見本等は、製作前又は施工前に遅滞なく作成し、監督官の承認を得るものとする。また、工事着工に先立ち、実施工程表を作成し監督官の承認を受ける。																		
11 工事実績情報の登録	工事請負金額500万円以上の工事について、(財)日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス(CORINS)に登録する。																			
12 発生材	金属類は、監督官の指定する場所に運搬、集積し発生材調書を提出する。その他の発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係法規に基づき適切に処理を行うものとし、マニフェストの写しを監督官に提出する。																			
13 後片付け	工事完了に際しては、速やかに工事現場の後片付け清掃等を行う。																			
14 電気・水道	電気、水道は、請負業者の負担において準備する。																			
15 保証期間	本工事完了後1年間における施工の不備等による損傷は、請負業者の負担で無償修復する。																			
16 竣工検査	本工事終了後、本工事仕様書及び図面等に基づき、請負業者・監督官が立会いの上検査官が指定した日時に行うこととする。																			
特記事項	1 木工事	(1) 木材の仕様については、「公共建築工事標準仕様書」の記載によるほかは、下記による。 (2) 製材の品質は、「製材の日本農林規格」による。 (3) 造作用集成材等については、「集成材の日本農林規格」による。 (4) 造作用単板積層材については、「単板積層材の日本農林規格」による。 (5) 合板等については、「合板の日本農林規格」による。																		
	2 塗装工事	(1) 木材加工時の切断面については、防腐・防蟻塗料で塗装すること。 (2) 防腐・防蟻塗装されていない材料を使用する場合は、設置後、防腐・防蟻塗料で塗装すること。 (3) 防腐・防蟻塗装に使用する塗料については、日本木材保存協会が定める「JIS K 1571:2010付属書A(規定)」に定める適用範囲で使用する木材保存剤に適合する塗料を使用し、試験成績書類等を監督官に工事実施前に提出すること。																		

章	項目	内容										
特記事項	2 フローリング張り	(1) フローリングは、「フローリングの日本農林規格」による。										
	3 防水工事	(1) 防水工事の名称及び規格は下表又は同等品以上とする。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内アスファルト防水</td> <td>E-1 密着工法 平部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水入隅処理</td> <td>コーナーキャント材(既製品)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シーリング</td> <td>SR-1 シリコーン(1成分形)</td> <td>JIS A 5758</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	備考	屋内アスファルト防水	E-1 密着工法 平部		防水入隅処理	コーナーキャント材(既製品)		シーリング
名称	規格	備考										
屋内アスファルト防水	E-1 密着工法 平部											
防水入隅処理	コーナーキャント材(既製品)											
シーリング	SR-1 シリコーン(1成分形)	JIS A 5758										



仕様書No.		14				
工事名称	#44 火薬庫床補修工事				図面番号	全2葉の内1
図面名称	仕様書・案内図・配置図				縮尺	図示
支処長	総務科長	営繕班長	企画管財係長	企画管財係	監督官	設計
陸上自衛隊安平駐屯地				作成年月日	令和5年7月19日	

工事関係者以外不許複製



工事名称	# 4 4 火薬庫床補修工事	図面番号	全 2 葉 の内 2
図面名称	平面図・詳細図・断面図	縮尺	図示

工事関係者以外不許複製